

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第40回



株式会社 飯島 綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 2度目以降の役員退職金が損金不参入になると聞きましたが？

A

「役員の方掌変更等の場合の退職給与」に関する法人税基本通達(9-2-23)が改正されました。

企業において同一の役員に複数の役員退職金が支給される場合があります。例えば、先代

社長が引退して非常勤取締役や監査役、相談役などに就任した際に、1回目の役員退職金を支給し、さらに役員そのものを辞める際に2回目の役員退職金を支払う場合などです。これについては、法人税の基本通達(9-2-23)において、役員の方掌変更又は改選による再任等に際し、(1)常勤役員が非常勤役員になった、(2)取締役が監査役などになった、(3)報酬がおおむね50%以上減少した——というような場合に支払われた退職金については、役員退職金とみなすと規定されています。

ただし、(1)と(2)の要件の場合、つまり非常勤取締役や監査役に降格等したとしても、実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる場合は、役員退職金としては認められない規定が同通達には記載されています。形式だけの肩書き変更は認められていませんでした。

中小企業などの場合、先代社長が引退しても実質的に経営の主導権を握っているということ

はよくある話です。したがって、そのような場合には(3)の報酬がおおむね50%以上減少した場合の規定を利用して、役員退職金を支払うことが通常でした。

ところが、今回の通達改正では、この(3)の場合においても「実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる場合」を除く規定が追加されました。つまり、改正された法人税基本通達(9-2-23)においては、実質的に経営の主導権を握っている役員の場合、役員の方掌変更又は改選による再任等に際して支払われた退職金については、一切、損金算入が認められないということになります。

中小企業が比較的安易に実施してきた役員変更には、実質的な場合を除き、時として「節税策」として実行してきた例もありました。これからは退職金として支給しても結構ですが、2回目の役員退職金支給については、実質経営者である限り損金としては認めないよ！ということなのです。

なお、改正された同通達(9-2-23)においては、(注)として「退職給与として支給した給与には、原則として、法人が未払金等に計上した場合の当該未払金等の額は含まれない」ことも追加されているので注意してください。

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島 綜研

代表取締役会長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市間屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>